

# 国の森林環境税(仮称)及び 森林環境譲与税(仮称)について

# 目次

---

1	福岡県森林環境税	
(1)	福岡県森林環境税検討委員会の経過	..... 1
(2)	福岡県森林環境税検討委員会でとりまとめた報告書	..... 2
(3)	福岡県森林環境税の継続決定後の周知活動	..... 3
(4)	福岡県森林環境税を活用した取組(案)	..... 4
2	国の森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)	
(1)	制度の創設	..... 5
(2)	制度の概要①(制度のスキーム)	..... 6
(3)	制度の概要②(実施時期)	..... 7
(4)	制度の概要③(譲与基準)	..... 8
(5)	譲与額(試算)と用途	..... 9
3	福岡県森林環境税の在り方	
(1)	平成30年度以降の福岡県森林環境税の在り方①	..... 10
(2)	平成30年度以降の福岡県森林環境税の在り方②	..... 11

## 1－(1) 福岡県森林環境税検討委員会の経過

○ 福岡県森林環境税検討委員会では、一昨年の10月より市町村、関係団体、そして県民の皆様から様々な形で意見を伺いながら、全7回の議論を経て、「森林を健全な状態で次世代に引き継ぐためには、福岡県森林環境税を継続して、森林の有する公益的機能の発揮に向けた施策、森林を守り育てる気運の向上に向けた施策を実施していくことが適当」とまとめたところ。

### ■福岡県森林環境税検討委員会の経過

- 第1回(H28.10. 6) 森林環境税によるこれまでの取組
- 第2回(H28.11.17) 本県森林・林業の現状と課題
- 第3回(H28.12.20) 森林保全のための施策
- 第4回(H29. 2.17) 中間報告のとりまとめ
- 第5回(H29. 5.19) 中間報告に対する意見募集の結果
- 第6回(H29. 6.27) 最終報告のとりまとめ
- 第7回(H29. 8.21) 九州北部豪雨に伴う最終報告の再検討

### ■県民への意見聴取の経過

- 市町村、関係団体等への説明会(H29. 1.17～26)  
県内7箇所で開催し、203名の参加。  
強度間伐などの公益的機能の長期的発揮に向けた手法について、良いと思う参加者が191名。
- 県民を対象としたシンポジウム(H29. 2. 5)  
森林環境税の取組や、今後の「ふくおかの森林」について県民の皆さんと一緒に考えるためのシンポジウムに、468名の参加。  
荒廃した森林の再生等を税や募金で支えたい、ボランティアとして支援したいなど、何らかの形で支援をしたいと思う参加者が395名。
- 中間報告に対する意見募集(H29. 4. 3～ 5. 2)  
133件の意見があり、うち中間報告に沿う主旨の意見は約6割に相当する77件。

# 1-(2) 福岡県森林環境税検討委員会でとりまとめた報告書

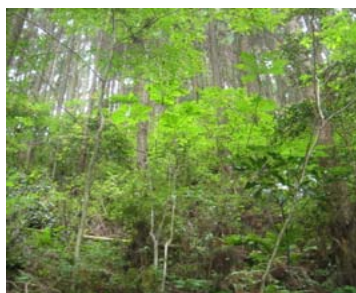
○ 報告書では、「森林の有する公益的機能の発揮に向けた施策、森林を守り育てる気運の向上に向けた施策」を具体的に提示。

## ■森林の有する公益的機能の発揮に向けた施策

これまで、既に荒廃した森林では土砂災害や洪水、濁水等が発生することが懸念されたため、公益的機能の回復を目的に緊急に再生する取組が進められ、平成29年度までに概ね再生される見込みですが、全ての荒廃森林の再生が必要です。

今後新たに荒廃する恐れのある森林約3万haについては、森林所有者が将来にわたって管理を行うことが困難と見込まれるため、公益的機能を長期的に発揮させる取組が必要です。また、海岸防風林の保全など、地域の実情に応じた取組も必要です。

### 【公益的機能を長期的に発揮する森林の姿（イメージ）】



スギ・ヒノキ等の針葉樹と、広葉樹が混在する森林



成立本数が少ない、高年齢スギ・ヒノキ林



潮風や飛砂から家屋等を保全する海岸沿いの松林

## ■森林を守り育てる気運の向上に向けた施策

森林の有する公益的機能は県民が広く公平に享受しているという視点に立ち、今後一層、森林を県民共有の財産として守り育てる気運の向上に向けた施策も行う必要があります。具体的には次の施策が考えられます。

### 【施策のイメージ】



県民参加の森林づくり



森林環境教育



公共施設における木製品の展示

## 1－(3) 福岡県森林環境税の継続決定後の周知活動

- 平成29年の9月定例県議会において、平成30年度以降の福岡県森林環境税の継続が決定。
- 福岡県森林環境税の継続に当たり、県民の理解を得るために、各種イベントでのリーフレット配布や全戸配布の「福岡県だより」への掲載などにより周知活動を実施。

### ■周知活動の経過

#### (1) パネル展示、リーフレット配布

- ・福岡県農林水産まつり(H29.10.28,29)
- ・北九州市農林水産まつり(H29.11.18,19)
- ・ふれあいフェスタ(H29.11.18)
- ・ウッドフェスタ(H29.11.19)

#### (2) 媒体を活用した周知

- ・福岡県だより
- ・県、市町村のホームページ
- ・市町村広報誌 等

### ■周知活動の状況



森林環境税リーフレット



福岡県農林水産まつり

## 1－(4) 福岡県森林環境税を活用した取組(案)

○ 県では、検討委員会の報告を踏まえつつ、九州北部豪雨災害の要因や防災対策を検証した上で、森林環境税による具体的な取組を検討しているところ。

### ■ 森林の有する公益的機能の発揮に向けた施策

#### (1) 強度間伐等の実施

平成30年度から39年度の10年間で公益的機能が発揮できなくなる恐れのある人工林(約1万ha)では、強度間伐等の森林整備を実施。

※森林整備と併せ、流木化する可能性の高い立木は伐採・搬出、急傾斜地では間伐材を利用した柵工を設置。

#### (2) 間伐を繰り返す体制の構築

平成40年度以降に公益的機能が発揮できなくなる恐れのある人工林(約2万ha)の森林整備に向け、自伐林家を育成。

#### (3) 松くい虫駆除・予防対策の強化

海岸防風林の松くい虫被害を沈静化するため、これまでの駆除対策だけでなく、予防対策も支援。

### ■ 森林を守り育てる気運の向上に向けた施策

#### (1) 森林づくり活動の公募

これまで一律に設けていた審査基準や支援内容を、応募団体の状況に応じた形で設定し、森林づくり活動を拡大。

#### (2) 森林・木製品にふれあう機会の創出

展示効果の高い森林整備や、公共施設における木製品の導入を支援。

#### (3) 森林の重要性の情報発信

媒体・イベントにより事業の公表・啓発を実施するとともに森林環境教育や安全講習会を拡大。

## 2-1(1) 国の森林環境税(仮称)等の制度の創設

- パリ協定の枠組みにおける我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や、災害防止を図るための地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年度税制改正において、森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)が創設されるもの。

### ■ 平成30年度税制改正の大綱の概要(森林環境税(仮称)関係部分抜粋)

平成29年12月22日  
閣議決定

(備考) 森林吸収源対策に係る地方財源の確保

次期通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、平成31年度税制改正において、以下を内容とする森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)を創設する。

#### (1) 森林環境税(仮称)の創設

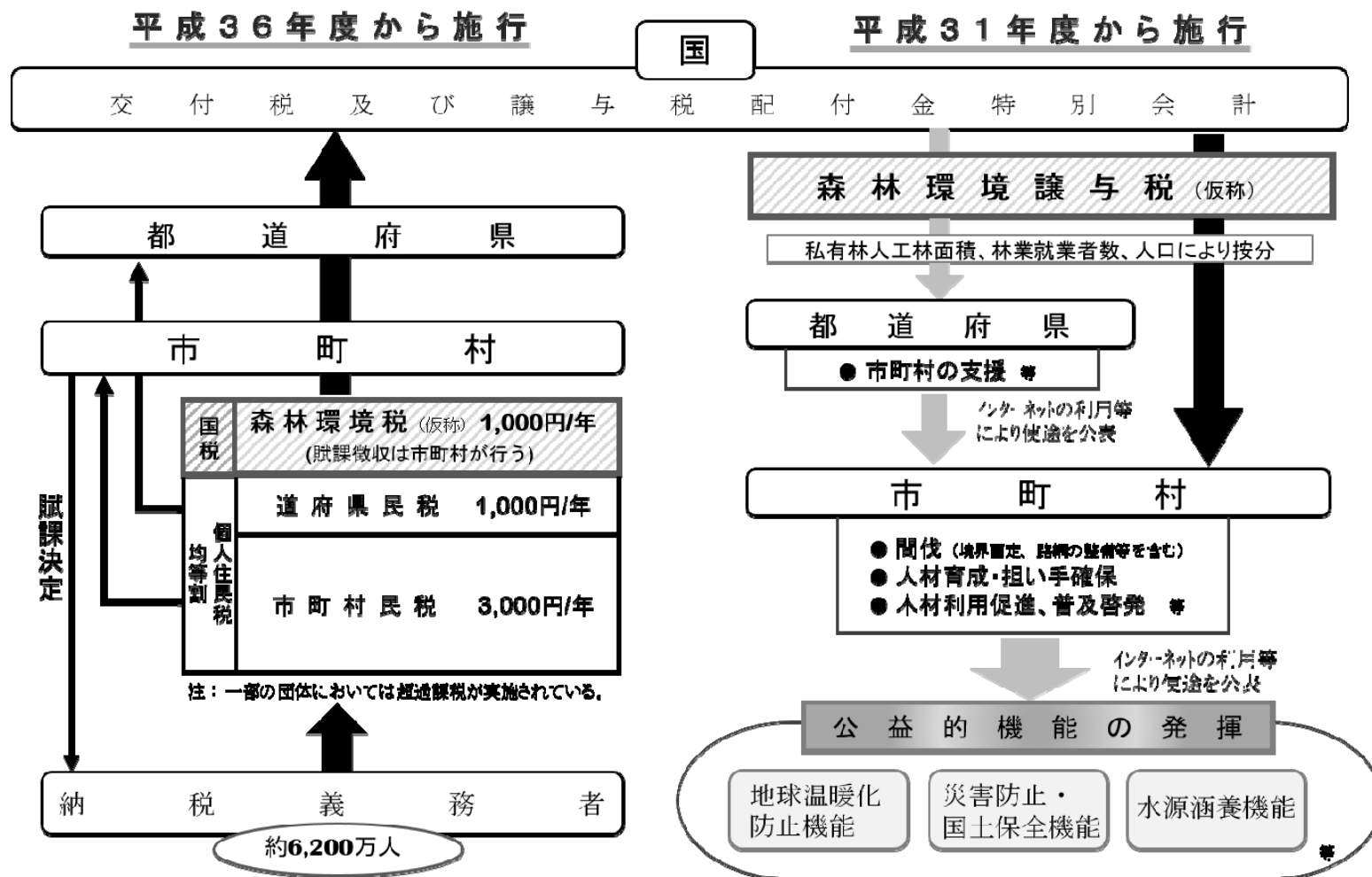
森林環境税(仮称)は、国内に住所を有する個人に対して課する国税とする。

#### (2) 森林環境譲与税(仮称)の創設

森林環境譲与税(仮称)は、森林環境税(仮称)の収入額に相当する額とし、市町村及び都道府県に対して譲与する。

## 2-(2) 国の森林環境税(仮称)等の制度の概要①(制度のスキーム)

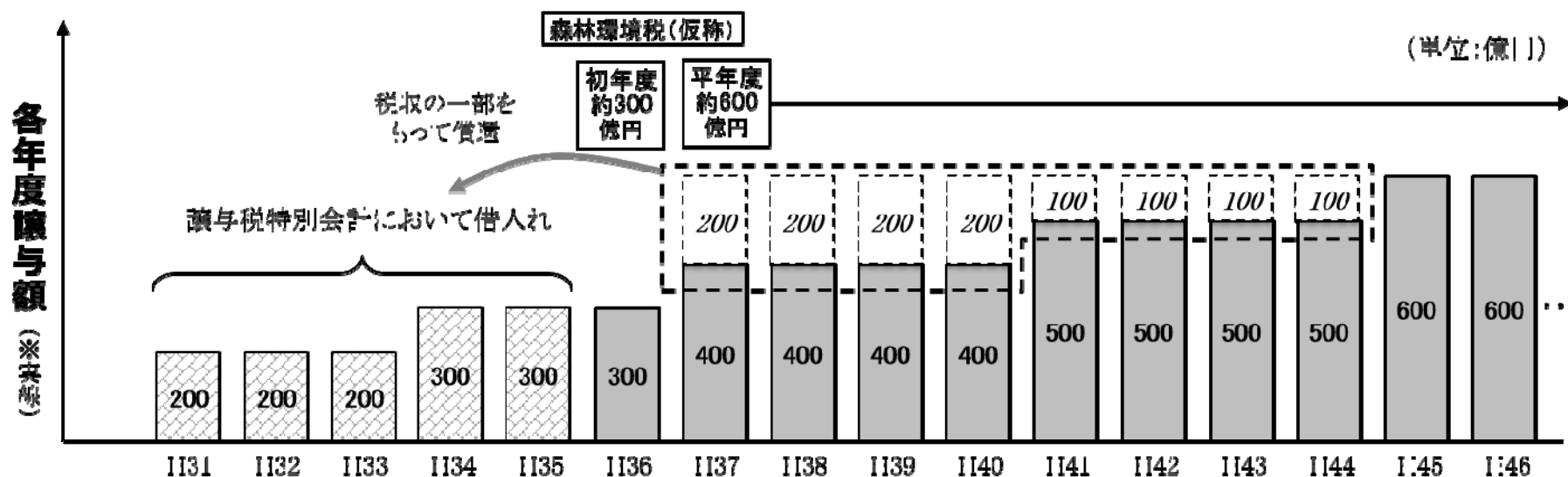
○ 森林整備等のために必要な費用を、国民一人一人が広く等しく負担を分任して森林を支える仕組み。





## 2-(3) 国の森林環境税(仮称)等の制度の概要②(実施時期)

- 森林環境税(仮称)は、消費税10%への引き上げが平成31年度に予定されていることや東日本大震災に係る住民税均等割の税率引き上げが平成35年度まで行われること等を考慮し、平成36年度から課税。
- 一方、森林環境譲与税(仮称)は、森林現場における諸課題にはできる限り早期に対応する必要があるため、後年度における森林環境税(仮称)の税収を先行して充てるという考え方の下、特別会計から借入れ平成31年度から実施。



## 2-(4) 国の森林環境税(仮称)等の制度の概要③(譲与基準)

- 森林環境譲与税(仮称)の譲与割合は下表のとおり。平成45年度以降は、10分の9に相当する額を市町村に対して、10分の1に相当する額を都道府県に対して譲与。
- 譲与額は、10分の5の額を私有林人工林の面積、10分の2の額を林業就業者、10分の3の額を人口で按分。

### ■ 譲与割合

期間	市町村	都道府県
平成31～平成36年度まで	80/100	20/100
平成37～平成40年度まで	85/100	15/100
平成41～平成44年度まで	88/100	12/100
平成45～	90/100	10/100

### ■ 譲与基準

5/10の額 私有林人工林面積 = 私有林人工林面積 × 補正率※

※林野率が高い市町村は、車道からの距離が遠い奥まった森林が多く森林整備に係る経費がかかり増しになると考えられるため、私有林人工林面積を、林野率85%以上の場合は1.5倍、林野率75%以上85%未満の場合は1.3倍に割増す補正を行う。

2/10の額 林業就業者数(国勢調査)

3/10の額 人口(国勢調査)

出典：林野庁資料

## 2-(5) 国の森林環境譲与税(仮称)の譲与額(試算)と用途

- 国が示した譲与基準に基づく、県内市町村及び県への譲与額(試算)の合計は、平成31年度の約4億5千万円から始まり、最終的には約13億6千万円まで増加。
- その用途は、市町村が行う間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用。
- 都道府県の用途は、市町村による森林整備に対する支援等に関する費用とされている。

### ■譲与額(試算)

(単位:百万円)

	H31～33	H34～36	H37～40	H41～44	H45～
市町村分	362	543	770	996	1,222
県分	91	136	136	136	136
計	453	679	906	1,132	1,358

出典：県林業振興課調べ

### ■用途(平成30年度税制改正の大綱抜粋)

#### ハ 用途及び公表

(イ)市町村は、森林環境譲与税(仮称)を、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てなければならないこととする。

(ロ)都道府県は、森林環境譲与税(仮称)を、森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用に充てなければならないこととする。

### 3-1 平成30年度以降の福岡県森林環境税の在り方①

- 国の森林環境税(仮称)の基本的な考え方が明らかになったところ。
- 制度の詳細については、今後、ガイドライン等が示されることとなっており、現時点では、県と国の森林環境税(仮称)の関係整理を行うことはできない。

#### ■ 県と国の森林環境税(仮称)の課税目的等

	福岡県森林環境税	国の森林環境税(仮称)
課税の目的等	県民が享受している水源のかん養、土砂災害防止、地球温暖化の防止等森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、荒廃森林を整備する。	わが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、市町村による森林整備を実施する。

出典：県林業振興課資料

出典：林野庁資料

## 3- (2) 平成30年度以降の福岡県森林環境税の在り方②

- 平成30年度の福岡県森林環境税を活用した取組は計画どおり進める必要がある。
- 31年度以降の福岡県森林環境税の在り方については、国の森林環境譲与税（仮称）が31年度から段階的に増加すること、今後制度の詳細を示したガイドラインが示されることが予定されていること等を踏まえ、平成30年度以降、検討を深めることが必要。

### ■福岡県森林環境税検討委員会報告書抜粋(P32)

#### (5) 森林吸収源対策のための税の動向

平成30年度以降の「福岡県森林環境税」については、国の動向や社会経済情勢を注視する必要がありますが、森林・林業を取り巻く情勢は厳しさを増しているため、本県の森林保全に向けた取組を停滞なく進めることが重要です。